

○こうち人づくり広域連合職員の給与に関する条例

平成14年12月 1 日

条 例 第 1 6 号

改正 令和 2 年 2 月 21 日 条例第 1 号

（目的）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

2 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される者以外の者（法第22条の2第1項各号に掲げる職員である者、及び法第22条の3第1項若しくは第26条の6第7項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員である者を含む。）をいう。

（給料）

第 2 条 給料は、こうち人づくり広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成14年こうち人づくり広域連合条例第11号）第3条から第6条に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬とする。

2 職員の給与は、条例又は規則で別に定める場合を除くほか、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）（以下「給与条例」という。）の例によるものとする。

（給与の支払い及び控除）

第 3 条 職員の給与は、職員にその全額を支払わなければならない。ただし、法律又は他の条例に別段の定めがある場合及び次の各号に掲げるものについて、その相当額を職員の給与から控除することができる。

(1) 職員互助会の掛金及び貸付金に係る償還金

(2) 職員共済組合に係る貯金

(3) 職員互助会（以下「互助会」という。）の会費及び貸付金又は購買事業に係る償還金

(4) 登録された職員団体（以下「職員団体」という。）の組合費並びに職員団体が会員になっている金融機関に係る預金及び貸付金の償還金

(5) 互助会又は職員団体が取り扱う生命保険及び損害保険に係る保険料

(6) 職員宿舎に係る使用料

(7) 職員の相互親睦及び福利厚生活動等のために組織された親和会の会費

（端数計算）

第 4 条 給与の減額に係る勤務1時間当たりの給与額並びに勤務1時間につき支給する時間外勤務手当及び休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（退職手当）

第 5 条 退職手当については、別の条例で定める。

(給与の支給日)

第6条 給与の支給日については、規則で定める。

(給与の口座振替)

第7条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(この条例の施行に関し必要な事項)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前のこうち人づくり広域連合職員の給与に関する条例第7条に規定する非常勤職員であった者（次項において「旧非常勤職員」という。）で施行日において地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（次項において「第1号会計年度任用職員」という。）となったもの（施行日の前日及び施行日において同種の職務に従事する職員である者に限る。）のうち、その者の受けることとなる報酬等相当年額（基本報酬（こうち人づくり広域連合職員の給与に関する条例第2条第2項の規定により例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第25条の2に規定する報酬をいう。）の年額と期末手当（こうち人づくり広域連合職員の給与に関する条例第2条第2項の規定により例によることとされる職員の給与に関する条例第25条の6に規定する期末手当をいう。）の年額との合計額をいう。）が旧報酬年額（施行日の前日における報酬の月額を基礎として算定した報酬の年額をいう。）に達しないこととなる者の報酬については、任命権者が必要な調整を行うことができる。
- 3 施行日の前日において旧非常勤職員であった者で施行日において第1号会計年度任用職員となったものに対して令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間（こうち人づくり広域連合職員の給与に関する条例第2条第2項の規定により例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項の基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間をいう。）の算定については、旧非常勤職員として在職していた期間を含めるものとする。